

栃木市障がい福祉サービス等情報公表制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3に規定する情報公表対象サービス等情報及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18に規定する情報公表対象支援等情報（以下「障がい福祉サービス等情報」という。）の公表等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、障害者総合支援法、児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年法律第171号）において使用する用語の例による。

(基準日及び実施期間)

第3条 実施要領の基準日は毎年4月1日とし、実施期間は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(対象サービスの種類)

第4条 公表の対象となる指定障がい福祉サービス等（以下「指定障がい福祉サービス等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 指定障がい福祉サービス 指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労選択支援、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、

指定自立生活援助及び指定共同生活援助（共生型障がい福祉サービスを含む。）

- (2) 指定地域相談支援 指定地域移行支援及び指定地域定着支援
 - (3) 指定計画相談支援
 - (4) 指定障がい児相談支援
- （報告の対象となる事業者）

第5条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定による報告（以下「報告」という。）をしなければならない者（以下「事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 基準日以前に指定障がい福祉サービス等を提供している者（障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働令第19号。以下「障総則」という。）第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「児福則」という。）第36条の30の2の規定により、災害その他市長に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある者を除く。）
 - (2) 指定障がい福祉サービス等の提供を開始しようとする者
- （報告の方法）

第6条 事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システムを通じて市長に報告するものとする。

（報告の内容）

第7条 報告の内容は、次の各号に定める障がい福祉サービス等情報とする。

- (1) 障総則別表第1号及び児福則別表第2に掲げる項目（以下「基本情報」という。）
- (2) 障総則別表第2号及び児福則別表第3に掲げる項目（以下「運営情報」という。）
- (3) 障総則第65条の9の8第3項各号及び児福則第36条の30の4第3項各号の項目（以下「経営情報」という。）

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、基本情報、運営情報及び経営情報に加えて、栃木市障がい者等自立支援協議会に事業の実施状況を報告し、同協議会による評価状況等を市長に報告するものとする。

（報告の開始）

第8条 報告の開始日は、基準日以前に指定障がい福祉サービス等を提供している事業者にあつては各年5月1日、基準日以降に新たに指定障がい福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者にあつては指定を受けた日とする。

2 経営情報の報告の開始日は、当該事業者の毎会計年度終了後とする。

（報告の期限）

第9条 報告の期限は、基準日以前に指定障がい福祉サービス等を提供している事業者にあつては各年7月31日、基準日以降に新たに指定障がい福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者にあつては指定を受けた日から1月以内とする。

2 経営情報の報告期限は、当該障がい福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後、3月以内とする。ただし、経過措置として、令和8年3月31日までの間は、経営情報の報告期限を令和8年3月31日までとする。

（公表の時期）

第10条 障がい福祉サービス等情報（経営情報を除く。）の公表の時期は、基準日より前に指定障がい福祉サービス等を提供している事業者にあつては報告後2月以内、基準日以降に新たに指定障がい福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者にあつては報告後1月以内とする。

2 経営情報については、毎年度公表する。

（更新の取扱い）

第11条 報告は、年1回とする。ただし、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、ファクシミリの番号、ホームページ及びメールアドレスについて修正又は変更があつた場合は、その都度市長に報告する。

（是正命令を受けた事業者に係る情報の取扱い）

第12条 事業者は、市長から、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る障がい福祉サービス等情報について、市長の指示により、調査又は公表を行うこととする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成31年3月31日までの間、第4第3項中「毎年度5月1日」とあるのは「平成31年1月1日」と、「基準日」とあるのは「平成31年1月1日」と、第4第4項中「毎年度5月30日」とあるのは「平成31年1月31日」と、「基準日」とあるのは「平成31年1月1日」とする。

附 則

この要領は、令和8年3月 日から施行する。ただし、改定後の規定は、

令和7年8月29日から適用する。